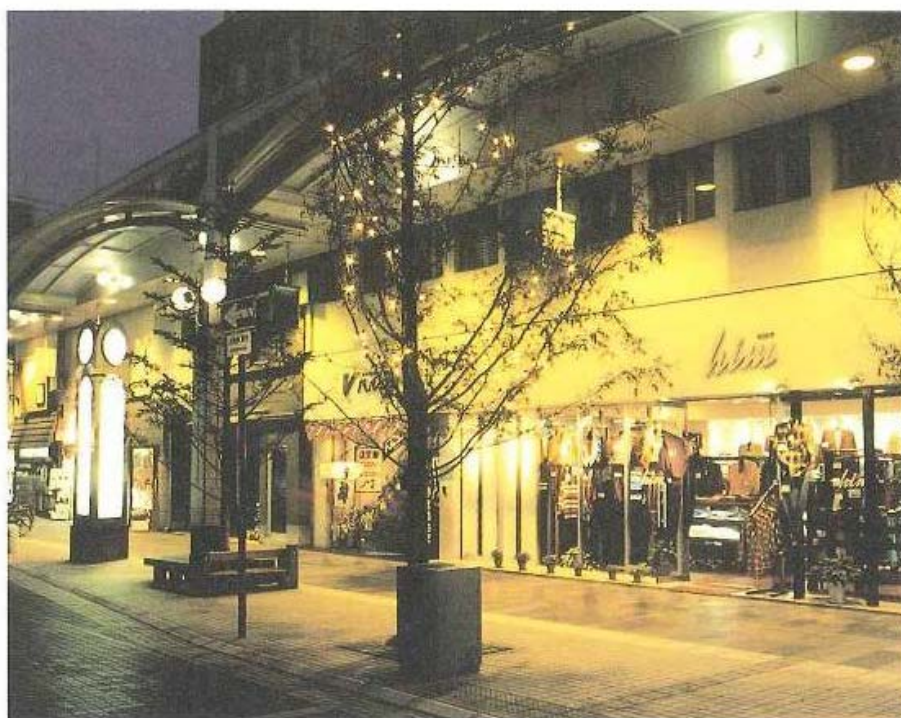




美しい広告景観のために！

～屋外広告物は許可を受けて掲出しましょう。～



看板などの屋外広告物は、お店や会社の場所を示したり、商品やサービスの情報を提供するなど、身近な情報を伝える手段として、広く皆さまに利用されています。

しかし、広告物が自由勝手に掲出されると、まちなみや自然の美しい景観が損なわれたり、広告物の落下などによる事故も心配されるため、加古川市では、兵庫県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物が正しく掲出されるよう事務を行っています。

また、加古川市では、平成 11 年 4 月より景観まちづくり条例を施行し、広告物等に関する景観形成のための指針「広告物等色彩協力指針」を定め、広告物と周囲の景観の調和を図っていただくよう願っています。

加 古 川 市

屋外広告物許可等申請の手続

- 屋外広告物とは…「常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される看板・立看板・はり紙・はり札・広告板・広告塔などです。」（屋外広告物法第2条）

- 許可申請が必要な広告物

例外を除き、すべての屋外広告物は許可を受ける必要があります。

例外（許可の不要な広告物）	◆自家用広告物で表示面積の合計が、許可地域は10㎡以下のもの 禁止地域は5㎡以下のもの ◆公共広告物、選挙運動ポスター、非営利目的の広告物など ＜届出が必要な場合もありますので、詳細はお問い合わせください＞
---------------	--

- 許可の申請に必要な書類

【新規・変更の場合】

1. 屋外広告物許可等申請書（正本・副本・別紙）

2. 添付書類

- 1) 付近見取図（住宅地図程度の縮尺）
- 2) 掲出場所のカラー写真（3ヶ月以内に撮影したもの）
- 3) 広告物の仕様書、構造図
- 4) 広告物の模写図（色彩、意匠、表示面積を明らかにしたもの）

以下の場合、次の書類がそれぞれ必要です。

＜建築物を利用する場合＞

建築物との位置関係、壁面等の状況を明らかにした図面及び既存広告物の模写図、カラー写真

＜道路、鉄道等から展望できる地域のうち、自己敷地外に掲出する場合＞

道路、鉄道等までの距離、他の広告物との相互距離、交通信号機や踏切との距離がわかる図面

＜道路から展望できる地域のうち、自己敷地内に突出広告物を掲出する場合＞

交通信号機までの距離を明らかにした図面

＜住居専用地域等に貸看板を掲出する場合＞

敷地内での既存貸看板の位置図及び貸看板の模写図、カラー写真

3. 広告物等色彩協力指針（自己評価書）

【更新の場合】

1. 屋外広告物許可等申請書（正本）
2. 申請手数料の領収証書の写し
3. 自己点検結果報告書

＊ 次の場合は、上記以外に必要な書類があります。

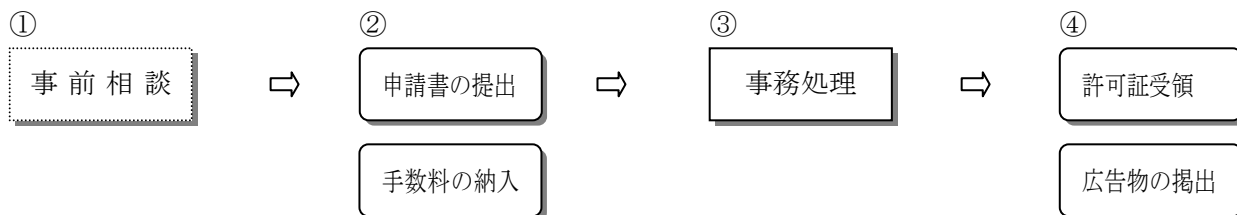
＜申請者以外の方が、所有する物件などに掲出する場合＞…許可書又は承諾書など

＜申請者が申請手続きを代理人に委任する場合＞…委任状

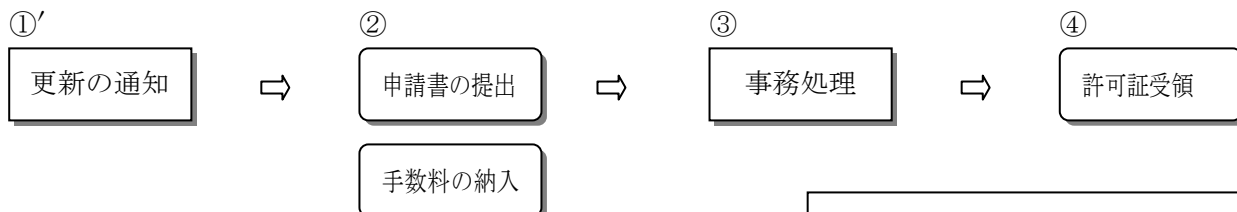


○ 許可申請から掲出までの流れ

【新規・変更】



【更新】



※申請書の提出後に納入通知書を発行します。

加古川市

申請者

①広告物の種類によって、面積や高さなどの許可基準や手数料などが異なります。許可申請等の事務を円滑に進めるため、新たな屋外広告物を掲出しようとするときは、事前にご連絡ください。

①' 屋外広告物許可期間の更新をお知らせします。

②屋外広告物の許可申請に必要な書類を添え、必要な手数料を納入してください。

③屋外広告物の許可に必要な事務を行います。

④屋外広告物許可証の受領後、屋外広告物の掲出を行ってください。

許可申請の手続きは簡単です。

屋外広告物の許可申請の手続を次のように簡素化し、皆様のご負担が少しでも軽くなるように考えています。

- ・郵送による許可の申請ができます。
- ・電話での必要資料の請求や詳しいお問い合わせができます。

○ 申請手数料・許可期間

広告物の区分	手数料の額		許可期間
看板、広告板、広告塔	① 5 m ² 未満	1 点につき 1,000 円	2 年以内
	② 5 m ² 以上 10 m ² 未満	1 点につき 2,000 円	
	③ 10 m ² 以上 15 m ² 以下	1 点につき 3,000 円	
	④ 15 m ² 超 20 m ² 以下	1 点につき 4,000 円	
	⑤ 20 m ² 超 25 m ² 以下	1 点につき 5,000 円	
同様に 5 m ² 又はその端数ごとに 1,000 円を加算			
アーチによるもの	1 点につき	4,000 円	
宣伝車	1 台につき	2,000 円	1 年以内
電柱・街灯利用広告物、標識利用広告物、車体利用広告物(注)、テント利用広告物、アーケード利用広告物、垣・塀利用広告物	1 点につき	300 円	
(注)・3 m ² 以下のもの：1 個又は 1 枚につき 300 円。ただし、車 1 台につき合計金額が 2,000 円を超える場合は 2,000 円とする。・3 m ² を超えるもの：申請ごとに車 1 台につき 2,000 円。			
はり紙・はり札	100 枚につき	300 円	30 日以内
アドバルーン	1 点につき	800 円	
広告幕、立看板、のぼり・旗	1 点につき	300 円	

○ 屋外広告物規制区域一覧

第1種禁止区域	・ 県立自然公園の特別地域 ・ JR 山陽新幹線、山陽自動車道（路端から 1,000m 以内で、市街化調整区域）
第2種禁止区域	・ 都市計画で定める用途地域が住居専用地域の区域（低層住居専用地域、中高層住居専用地域の第1種・第2種とも） ・ 県立自然公園の普通地域
第3種禁止区域	・ 加古川バイパス（路端から 200m 以内の区域） ・ 東播磨南北道路（路端から 200m 以内の区域） ・ 県道加古川三田線（路端から 100m 以内の区域） ・ JR 山陽本線（路端から 100m 以内の区域で市街化調整区域） ・ JR 加古川線（路端から 100m 以内の区域で市街化調整区域） ・ 平荘湖（満水位の水面及び水際から 100m 以内の区域）
特定区域 (野立広告物の禁止区域)	・ 明姫幹線・鶴林新道・松風こみち（路端から 100m 以内の区域） ・ JR 山陽本線・JR 加古川線・山陽電鉄本線（路端から 100m 以内の区域） ・ JR 山陽新幹線（路端から 200m 以内の区域）
許可地域	その他加古川市内全域

○ 罰 則

兵庫県屋外広告物条例に違反して、屋外広告物を掲出したり、撤去の命令に従わなかった場合など、50万円以下の罰金を受けることがあります。

○ その他の必要な手続

1. 道路敷地や上空に掲出する場合

道路法による、道路占用の許可等が事前に必要です。

2. 高さが4mを超える広告物の場合

建築基準法による、工作物の確認を受けてください。（広告物の許可後）

3. その他の場合

自然公園等に掲出する場合は、関係法令による許可又は届出が必要です。

お問い合わせ・ご相談は

加古川市役所 都市計画部 都市計画課
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000
Tel(079)427-9269 Fax(079)422-8192
E-mail keikan@city.kakogawa.hyogo.jp
URL <http://www.city.kakogawa.lg.jp/>